



消費者庁イラストより

## 大手食品会社をかたる 強引な電話勧誘が急増！

### 【相談事例①】

「以前お申し込みいただいた健康食品を今から送ります」等と突然電話があった。申し込んだ覚えがないと断ったのに、事業者は脅すような強い口調で、怖くなり承諾してしまった。解約したい。(70代女性)

### 【相談事例②】

事業者から電話があり、「サプリメントを送る」と言われた。買った覚えがないと言ったところ、解約料を求められた。支払わなくてはならないか。(60代男性)



申し込んだ覚えもなく、購入するつもりがなければきっぱり断りましょう！  
「いいません！」「必要ありません！」

### 商品が届いてしまったら…

- ◆断ったにもかかわらず一方的に送りつけられた場合、商品を受け取り拒否してください。
- ◆電話で勧誘され承諾してしまった場合、クーリング・オフができます。

脅される等恐怖を感じる事があれば、警察に電話してください。



県消費生活センターキャラクター「ケロちゃん」

おかしいな、困ったなと思ったら、

相談先：消費者ホットライン **188 (いやや!)** (局番無し3ケタ)

最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。1人で悩まず相談しましょう！